

## 国立大学法人京都教育大学における安全保障輸出管理規則

平成31年 3月 4日 制定  
令和 5年 7月18日 最終改正

(趣 旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定 義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 三 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- 五 リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- 六 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- 七 キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- 八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- 九 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- 十一 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 十二 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十三 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 十四 教職員等 本学の役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員

をいう。

十五 理系及び実験系の教員 理学科の教員及び理学科以外の教員のうち本学大学院担当教員資格審査において、自然科学分野若しくは数理科学分野の業績審査を受けた教員をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規則は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

**第4条** 本学の輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- 二 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- 三 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

**第5条** 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者はこの規則の制定・改廃、外為法等又はこの規則に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

**第6条** 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（総務・企画担当）をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、この規則の改廃案の作成、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、この規則に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

**第7条** 統括責任者の下に、輸出管理に関する業務を推進するため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副学長（研究推進担当）をもって充てる。

- 2 管理責任者は統括責任者を補佐し、該非判定等、この規則に定められた業務を行う。

(輸出管理に関する審議)

**第8条** 本学の輸出管理に関する重要事項の審議を研究推進室にて行う。

- 2 審議事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この規則の改廃案の作成に関する事項
- 二 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- 三 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- 四 その他輸出管理に関する重要事項

(事前確認)

**第9条** 本学の理系及び実験系の教員は、外国出張に際し「外国出張における確認表」（別

紙様式1号)に基づき、技術の提供又は貨物の輸出の有無、相手先に関する懸念情報及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、審査を要する可能性がある案件の場合、研究推進室において審議を行う。

2 本学において研究を行う外国人(研究員、外国人受託研修員、外国人研究者並びに大学院の外国人留学生、大学院の研究生・科目等履修生・特別研究学生)の受入れ及び本学の理系及び実験系の教員による外国人訪問者の受入れに際し、「外国人受入れの事前確認シート」(別紙様式2号)に基づき、受入予定者に関する懸念情報及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、審査を要する可能性がある案件の場合、研究推進室において審議を行う。

3 前2項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条(該非判定)、第11条(用途確認)及び第12条(需要者確認)の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

**第10条** 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」(別紙様式3号)を起票するものとする。

2 該非判定は、次の各号に掲げるとおり行う。

一 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定するものとする。

二 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

**第11条** 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途」チェックシート」(別紙様式4号)及び「明らかガイドラインシート」(別紙様式5号)を用いて確認するものとする。

(需要者確認)

**第12条** 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について次の各号に該当するかを、「需要者」チェックシート」(別紙様式6号)等を用いて確認するものとする。

一 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

二 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

三 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

四 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

**第13条** 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から「審査票」(別紙様式7号)を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

**第14条** 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

**第15条** 教職員等は、技術を提供する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項又は第2項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

**第16条** 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

**第17条** 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

**第18条** 本学の輸出管理がこの規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

2 監査は、本学内部監査規則に基づき、内部監査室が実施する。

(調 査)

**第 19 条** 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じてリスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指 導)

**第 20 条** 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教 育)

**第 21 条** 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規則の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報 告)

**第 22 条** 教職員等は、外為法等又はこの規則に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係各課に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(担当事務)

**第 23 条** この規則に関する事務は、学術研究支援課及び関係各課において処理する。

(雑 則)

**第 24 条** この規則に定めるもののほか、安全保障輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

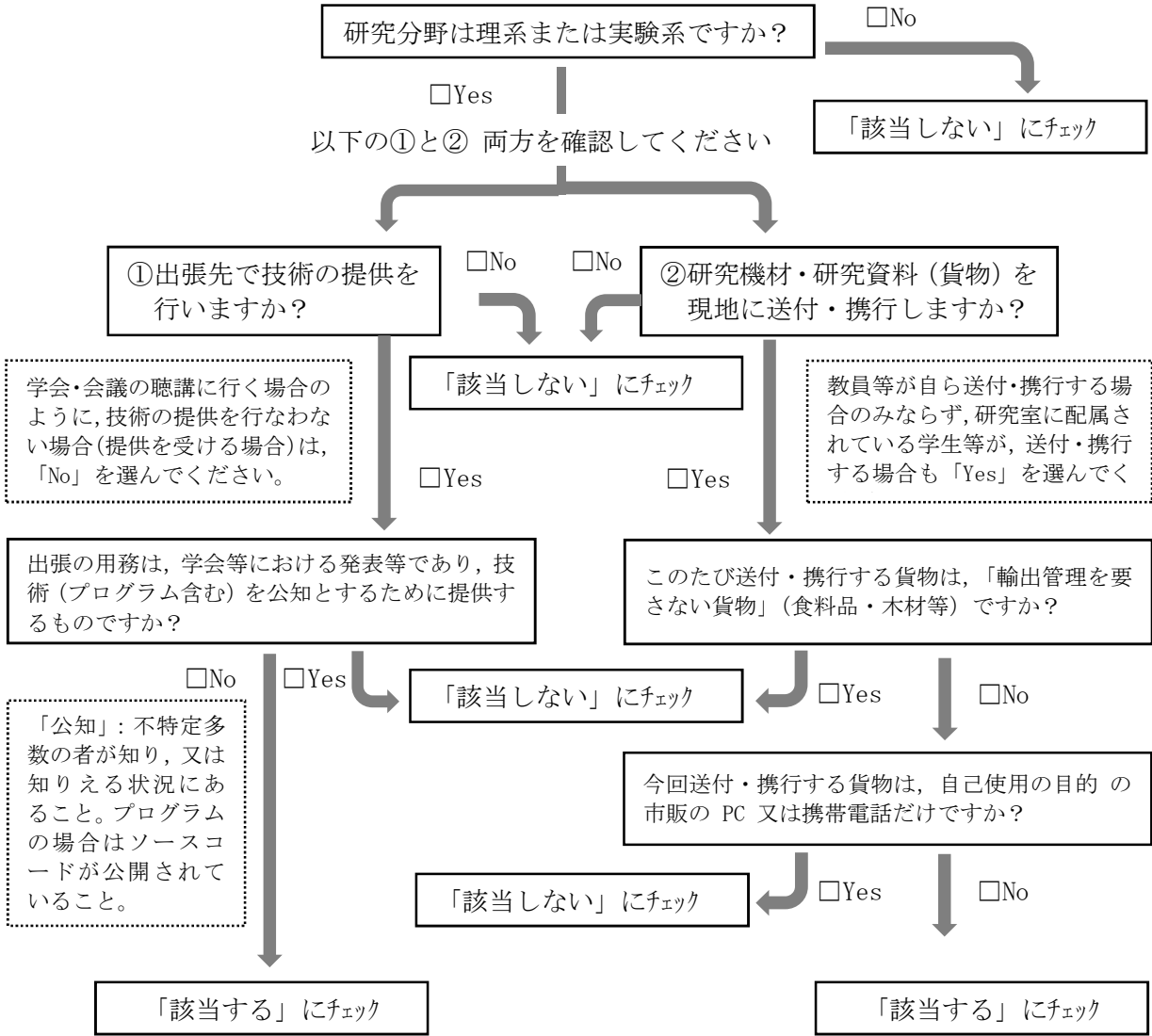
#### 附 則 (令和 5 年規程第 25 号)

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別紙様式 1 号

外国出張における確認表  
(安全保障輸出管理関係)

チェックフローに従って確認し、安全保障輸出管理における該当の有無にチェックを入れてください。



出国先(国名)： \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

今般の外国出張に関して、安全保障輸出管理の対象に  
 該当する       該当しない  
 ことを確認しました。

※ 「 該当する」にチェックが入った場合、その他ご相談は学術研究支援課までご連絡ください。

内線  
mail:



③ 受入予定者は外国ユーザーリストに掲載されている組織の出身者ですか？	
※ 外国ユーザーリストとは、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織のリストです。大学や研究機関も含まれています。留学生が外国ユーザーリスト記載の企業等の出身者の場合、研究目的が外国ユーザーリストの懸念区分と一致しないことが明らかな場合、また、大量破壊兵器等の開発等と関係がないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要です。外国ユーザーリストは定期的に改正されます。経済産業省のホームページで機関名を確認する必要があります。	□いいえ □はい
④ 受入予定者が以下のいずれかに該当しますか？	
a 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、受入人物に不審な点がある	□いいえ □はい
b 受入人物が、将来本国に帰国後、軍事関連部門や軍需企業に就職を知っている。	□いいえ □はい
c 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、受入人物が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。	□いいえ □はい
d 入手した情報等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。	□いいえ □はい
e 受入人物が所属している（していた）機関が、外国の軍又は警察である。又は、これらの機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、又は用いられる疑いがあることを入手した情報等によって知っている。	□いいえ □はい
⑤ 受入人物に提供する技術が、核兵器等の大量破壊兵器又は通常破壊兵器等の武器の開発に転用される懸念がありますか？	
※ 受入人物の履歴・職務経歴・研究計画等から判断して、本学での研究内容が大量破壊兵器又は通常兵器等の武器の開発に転用される懸念がある場合は、受入れを検討する必要があります。	□いいえ □はい
⑥ 受入人物に提供する技術が下記のいずれかである。又は、少なくとも雇用契約を締結若しくは日本に入国後6ヶ月を経過するまでの間に提供する技術がありますか？	
a 基礎科学分野の研究活動において提供する技術	□はい □いいえ
b 公知の技術	□はい □いいえ
c 学位論文として公開を目的とした技術	□はい □いいえ

②から⑤のいずれかの確認項目に「はい」又は⑥の確認項目に「いいえ」が入った場合は、下欄の「□該当する」にチェックを入れてください。

外国人（留学生、訪問者等の受入れに関して、安全保障輸出管理の対象に

□該当する                      □該当しない

ことを確認しました。

※ 「□該当する」にチェックが入った場合、その他ご相談は学術研究支援課までご連絡ください。

内線  
mail:



## 該非判定票

作成日	年	月	日
所属・職名			
連絡先	電話		
	E-mail		

技術の名称, 取引概要	
貨物の名称, 型及び等	

外国為替令別表の項番		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が1か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術の内容・性能を法令（外国為替令別表，貨物等省令，解釈通達）に照合した上で，それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

※「該当する」に○印を付けた項については，貨物等省令，解釈通達の関係箇所と技術の仕様（性能）を比較し，該当すると判断した根拠を，別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも，技術の性質上その項に近いものである場合には，貨物等省令，解釈通達の関係箇所と貨物の仕様（性能）を比較，該当しないと判断した根拠を，別紙「対比表」に明記してください。

本件技術は，以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く。）に該当（します・しません）。

外国為替令の関係項，貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と，本件技術の仕様（性能）との対応関係は，別紙「対比表」のとおりです。

**(該非判定票別紙) 外国為替令の関連項目等と技術の仕様 (性能) の対比表**

該非判定票に記載した技術／貨物に係る，外国為替令の関係項，貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と，本件技術の仕様 (性能) との対応関係は，以下のとおりです。

外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	技術の仕様
項番	項目	項番	項目		

技術の該非判定結果       該当     非該当

- ※記述に当たっては，以下の事項を満たしてください。
- ・ 外国為替令別表の関係項，貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については，それぞれが明確に分かるよう，該当部分を引用し，技術の仕様 (性能) との対比を明らかにすること。
  - ・ 特に，該当非該当に係る具体的数値については，技術の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
  - ・ 技術の仕様 (性能) などが分かる資料を添付すること。

## 「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをWebページ、カタログなどで確認すること。(どちらかに○をつけること。)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
別表 行為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用	はい・いいえ	

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく国費等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

(※)別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二 産業用の発破器

三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

## 明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある	はい・いいえ・－
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様 ・ 据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある	はい・いいえ・－
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

「需要者」チェックシート

## ①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

## ②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発，製造，使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発，製造，使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発，製造，使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発，製造使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発，製造，使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発，製造，使用又は貯蔵	はい・いいえ

審査票（技術の提供・貨物の輸出入）

作成年月日： 年 月 日  
 所属・氏名：

1. 技術の提供・貨物の輸出入の概要

件名（内容）		
技術・貨物の名称		(金額)：
該非判定 (1～15項)	<技術> 外為令別表：項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令：条 項 号) <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <貨物> 輸出令別表第1：項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号) <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
契約先	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
需要者 又は 利用者	名称（英字）	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること
	所在地	
用途	内容（ ） <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
取引経路	→ →	
契約予定	年 月	取引予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例（少額、その他）
	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 包括許可 <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 許可例外
取引承認条件	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認
上記判定理由	

別紙様式 7号 技術の提供・貨物の輸出（外国人〔留学生・訪問者〕用）

審査票（外国人〔留学生・訪問者〕用）

作成年月日： 年 月 日

所属・氏名：

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名(英字)	
	出身国(国名)	<input type="checkbox"/> ホワイト国 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定 (1～15項)	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号） ※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先 (知っていれば記入)	名称(英字)	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 〔留学生等の場合、修了後の予定／希望進路での用途〕 (知っていれば記入)	内容（ ）	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかなガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制：受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当
	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 特例（公知・基礎科学、その他）
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出／相談 <input type="checkbox"/> 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	